

平成 28 年 4 月の診療報酬改定に伴う 「特定機能病院における初再診時負担額」の設定について

◎平成 28 年の診療報酬改定において、紹介状なしに特定機能病院を受診した等の場合に特別料金を徴収することが厚生労働省により義務化されました。

これに伴い当院においても平成 28 年 4 月より、次の患者さんには初診及び再診時にそれぞれ下表の費用をご負担いただきます。

- ・他医療機関からの紹介状を持たず、当院を初診で受診された場合
- ・再診患者さんの中で、当院から診療所等への紹介を受けた患者さんが他医療機関の紹介なしに当院へ再受診された場合
- ・再診患者さんの中で、「かかりつけ医」への紹介を当院より申し出たが、引き続き当院にて診療を希望された場合。

※救急車での搬送など、費用負担の例外となる場合があります。

○負担金額表○

	初診時	再診時
医科	5,000 円	2,500 円
歯科	3,000 円	1,500 円

なお、当院は従来から特定機能病院として、地域の医院・診療所（かかりつけ医）からの紹介状（診療情報提供書）を持参していただくことを原則としています。

平成 28 年 3 月 金沢大学附属病院長